

令和7年度

振甫中学校いじめ防止基本方針

名古屋市立振甫中学校

1 基本理念

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。

本校は、上記を踏まえ、以下の点を旨として、いじめの防止等のための対策を行う。

いじめは、全ての生徒に関係する問題である。いじめ防止等の対策は、全ての生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめがなくなるようにすることを旨として行わなければならない。

また、全ての生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがあってはならない。そのためにいじめの防止等の対策は、いじめが、いじめられた生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、生徒が十分に理解できるようにすることを旨としなければならない。

いじめの防止等の対策は、いじめを受けた生徒の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、教育委員会・学校・家庭・地域・その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服するという強い決意で行わなければならない。

学校は、いじめを受けた生徒を徹底的に守り通す責務を有し、いじめを助長することはもとより、いじめを認識しながら、之を隠蔽し、放置するようなことが決してあってはならない。

2 校内体制

- ・ 学校は、いじめ防止のため、いじめが起きにくく、いじめを許さない環境を示し、生徒会を中心としたいじめ防止に係わる生徒集会を行う。
- ・ 校長をいじめ防止対応の責任者とし、「いじめ等対策委員会」を中心として教職員間の緊密な情報交換や共通理解を図り、一致協力して対応する体制で臨む。
- ・ 「いじめ等対策委員会」は、全体会を月1回、検討会を週1回開催するとともに、緊急な場合などは必要に応じて開催し、その都度議事録を作成する。その際は、他の会議と重ならないように開催する。
- ・ いじめが生じた際には、学級担任や特定の教職員が抱え込むことなく、多様な専門性をもった職員が多面的に係わるなど、学校全体で組織的に対応する。
- ・ **機動的で柔軟な対応ができるように、情報の「集約担当」を設ける。**
- ・ いじめを発見、訴えを聞いた場合は、即日に集約担当に報告し、一両日中に「いじめ等対策委員会」を開催するなど、関係事案を迅速・正確に報告する。
- ・ 「いじめ等対策委員会」の構成員
校長 教頭 主幹教諭 教務主任 校務主任・学年主任 生徒指導主事 保健主事 生活指導主任 教育相談担当 養護教諭 当該生徒の担任・顧問 なごや子ども応援委員会コーディネーター なごや子ども応援委員会（SC・SSW・SS・SP）
- ・ 機動的で柔軟な対応ができるよう、情報の「集約担当」を設ける。

3 積極的認知に向けた教職員一人一人の心構え

- ・ 教職員一人一人が多様な背景をもつ生徒の理解と配慮も含めた人権意識をもつ。
- ・ いじめの認知の判断基準については、加害行為の「継続性」「集団性」「一方的な力関係の有無」「深刻度」等の要素によりいじめの定義を限定して解釈することがないようにする。
- ・ 生徒と触れ合う時間をできる限り取るようにする。
- ・ 生徒の話に耳を傾け、親身になって対応し、生徒が何でも相談できる信頼関係を築く。
- ・ いじめ防止対策推進法第2条のいじめの定義に従って、積極的に認知する。
- ・ いじめを見過ごしたり、気付きながら見逃したり、相談を受けながら対応を先延ばしにしたりしない。認知したいじめは、必ずいじめ対策委員会に報告をする。
- ・ いじめ（特に、暴力を伴わないいじめ）は、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることが多いことを認識し、指導につなげる。
- ・ 暴力的な行為など「目に見えるいじめ」を目撃した場合は、速やかに止めるなど指導を優先させる。
- ・ いじめの解消は、国の基本方針に則り、少なくとも、いじめが止んでいる状態が3か月以上

は継続し、いじめを受けた生徒が心身の苦痛を感じていないと認められる場合において初めて判断する。

- ・ 部活動は、スポーツ庁・文化庁のガイドライン等を踏まえて実施する。

4 未然防止の取り組み

- ・ 学校の教育活動全体を通じ、生徒が活躍でき、他者の役に立っていると感じ取ることのできる機会を全ての児童生徒に提供し、児童生徒の自己肯定感が高まるよう努める。
- ・ 生徒の心の通じ合うコミュニケーション能力を育み、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくりを行う。
- ・ 集団の一員としての自覚や自信を育むことにより、いたずらにストレスにとらわれることなく、互いを認め合える人間関係・学校風土をつくる。
- ・ 上記の内容について、学校および生徒の実態を踏まえ、なごや子ども応援委員会と連携して企画・計画・実践を進める。

(1) 授業づくり

- ・ 生徒が、自らの可能性を最大限に伸ばし、人生をたくましく生きていくことができるよう、生徒主体の授業づくりに取り組む。
- ・ 生徒一人一人の興味・関心や能力、進度に応じた個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実による授業を推進する。
- ・ 「わかる授業」「一人一人が参加・活躍できる授業」づくりに向け、教師一人一人の授業力向上に努める。
- ・ 公開授業等により、互いの授業を参観し合う機会を位置付けるよう努め、教科の観点からだけでなく、生徒指導の観点から授業を参考にし合うようにする。

(2) キャリア教育の充実

- ・ 自己理解・他者理解を通して、将来どのような生き方をし、どのように社会に貢献し、どのような生きがいを得るのかを考えるキャリア教育の取組を、キャリアナビゲーターと協力して進める。

(3) 道徳教育

- ・ 「命を大切にする」「一人一人を大切にする」「相手の立場になって考える」「自分がされたくないことは相手にもしない」等、他を思いやる心、自他の生命を大切にする心を育むとともに、「死ぬ」「うざい」「きもい」など、人権意識に欠けた言葉遣いに対する指導の徹底に努める。

活用資料：「I N Gハンドブック」「人権教育の手引き」「学校における人権教育を進めるために～実用編～」「人権教育の手引き～みんなで学ぶ人権ワーク集～実践編」など

(4) 集団づくり

- ・ 社会体験や交流体験の機会を計画的に配置し、他の生徒や大人との関わり合いを通して、生徒が自ら「人と関わることの喜びや大切さ」に気づき、学ぶ機会を設定する。
- ・ 一人一人の生徒が活躍できる学校生活をつくることのできる場や機会を設定し、生徒の自己有用感の育成を図る。単に生徒が何かを体験すればよい、子ども同士が交流を深めればよい、といった意識ではなく、生徒の年齢や発達段階に応じた集団の一員としての自覚や態度、資質や能力を育むために「友達のよさに目を向け、積極的に認め合う活動」「グループや学級全体で助け合い、共通目標を達成する活動」などの場や機会を設定する。
- ・ 生徒会の取組において、「なごやI N Gキャンペーン」等の機会を生かし、生徒自身が、いじめの問題を自分たちの問題として受け止める、そして、自分たちでできることを主体的に考えて行動できるよう働きかける。

《学校全体での取組・活動》

「名古屋盲学校との交流会」

「朝のあいさつ運動(アクティブハロー)」

「生徒の主体的な取り組み(アクティブチャレンジ)」

「地域の落ち葉掃き」

「子ども応援委員をゲストティーチャーに招いた道徳・学活・集会」
「子ども応援委員と保健委員会の連携による活動」
「生徒と子ども応援委員会との懇談」
「校外学習・稲武野外教育・修学旅行」

(5) 教育相談

- ・ 気軽に相談できる存在があることを知らせるために、年度当初に、1年生の全生徒と転入生について、スクールカウンセラーとの面談を実施する。

5 早期発見の取組

(1) 日常的な取組

- ・ 日頃から生徒との触れ合いを多くして、児童生徒一人一人の交友関係、行動、思考の特徴をよく理解するようにし、いじめの兆候、生徒が示すサインを見逃さないようにする。

(2) 「WEB版学校生活アンケート」

- ・ 学校集団づくりに活用する中で、結果として表れる「学級での満足度」「学校生活における意欲」「ソーシャルスキルの定着具合」を基に、状況によって即時に、生徒個々へ対応する。

(3) 定期的なアンケート調査

- ・ 学期に1回の「アンケート」の実施により、誰が被害者か加害者かとかは関係なく、いじめがどの程度起きているのかを定期的に把握し、未然防止の取組の評価・改善につなげる。

(4) 緊急的なアンケート

- ・ 重大な被害が生じたときなど、事実関係を把握する必要がある場合は、緊急的にアンケート調査を行う。

(5) 教育相談

- ・ いじめの被害者は「全力で守る」という学校・教職員の姿勢・決意を示す。他の生徒のいじめについて見聞きした場合は、勇気をもって相談するよう呼び掛けるとともに、情報の発信元は絶対に明かさないと伝えておく。
- ・ 転入時においては、学級担任以外にスクールカウンセラーや養護教諭などに個別に引き合わせるるとともに、なごや子ども応援委員会についても知らせる。
- ・ (2)、(3)でのアンケート調査の結果等を基に、全ての生徒を対象として、教育相談週間を設ける。
- ・ 生徒が希望する場合は、担任以外の教職員やスクールカウンセラー、なごや子ども応援委員会との相談も積極的に行っていく。

(6) 保護者・地域との連携

- ・ 保護者に対しては、日頃から生徒のよい点や気になる点など、学校の様子について連絡するように努めるとともに、児童生徒について気になることがあれば速やかに学校に連絡していただくよう依頼しておく。
- ・ 地域に対しては、「いじめ・問題行動等防止対策連絡会議」の場等を活用し、生徒について気になることがあれば速やかに学校に連絡が入るよう依頼しておく。

(7) 相談機関紹介カード「あったかハート」の配布

- ・ 年度当初に、全生徒に配布し、各相談機関について周知する。
- ・ 生徒手帳（毎日使用するカバン等）に入れておくなど、いつでも見ることができるよう指導する。

(8) SNS相談

- ・ 相談する先が24時間365日あることを全生徒に周知し、アクセスコードを配布する。また、学習者用タブレット端末を使用し、SNS相談の体験活動をさせる。

6 いじめに対する措置（重大事態・警察との連携を含む）

- ・ 特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応する。
- ・ 教職員全員の共通理解の下、保護者の協力を得て、教育委員会・関係機関等と連携し、対応に当たる。
- ・ 生徒の個人情報の取扱い等、プライバシーには十分に留意する。

(1) いじめの発見時や相談・通報を受けたときの対応

- ・ 遊びや悪ふざけ、複数で一人を囲んでいる状況など、いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止めたり注意したりする。
- ・ 生徒や保護者からの訴えに対しては、軽視したり後回しにしたりせず、真摯に傾聴し、ささいな兆候であっても、いじめの疑いがある行為には早い段階からの確に関わりを持つようにする。その際、いじめられた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保する。
- ・ 発見したり通報を受けたりした教職員は、一人で抱え込まず、速やかに「いじめ等対策委員会」に報告し、情報を共有する。
- ・ 「いじめ等対策委員会」を中心として、速やかに関係生徒から事情を聴き取るなどして、いじめの事実の有無の確認を行い、いじめの認知・判断を行う。
- ・ 以下のような「重大事態」については、速やかに教育委員会に報告し、調査に着手する。調査を行う際には、詳細な事実関係の確認を行うため、対象生徒・保護者のみならず、関係生徒・保護者に対しても説明し、協力を得るように努める。

【重大事態とは】

- 「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがある」
 - ・ 児童生徒が自殺を企図した場合
 - ・ 身体に重大な傷害を負った場合
 - ・ 金品等に重大な被害を被った場合
 - ・ 精神性の疾患を発症した場合
- 「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある」
 - ・ 30日を待たず、1週間をめぐりに連絡し概要を報告する。
- 「いじめを受けた生徒や保護者からいじめにより重大な被害が生じたという申し立てがあったとき」

- ・ 状況に応じて、所轄警察署・法務局・児童相談所など関係機関との連携を図る。

(2) いじめられた生徒又はその保護者への支援

- ・ 「複数の教職員で見守る」「いじめた生徒を別室で指導する」など、徹底して守り通すことや秘密を守ることを伝え、安心して学校生活を継続するよう伝える。
- ・ 上記の対応によっても、いじめられた生徒が学校を欠席せざるを得ない状況が続く場合には、学習の支援など、いじめられた生徒及びその保護者の心情に寄り添いながら支援する。その際、「出欠席の取り扱い」「内申も含めた成績への影響」について、いじめられた生徒に不利益が生じないことを初期段階から説明するよう配慮する。
- ・ 保護者には、電話連絡だけでなく、家庭訪問等により、その日のうちに事実関係を伝える。
- ・ 状況に応じて、スクールカウンセラー・なごや子ども応援委員会・外部専門家の協力を積極的に得るようにする。
- ・ いじめが解決したと思われる場合でも、継続して十分な注意を払い、折りに触れ必要な支援を行うことが大切である。
- ・ なごや子ども応援委員会に対して、いじめを受けている生徒への個別の安全確保、警察と連携した対応の窓口を担うよう SP による支援の要請を行う。
- ・ 犯罪行為に該当するもの、あるいは強く疑われるものは、教育委員会に一報するとともに警察へ相談または通報する。

(3) いじめた生徒への指導又はその保護者への助言

- ・ いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。
- ・ 迅速に保護者に連絡し、事実に対する保護者の理解や納得を得た上、学校と保護者が連携して以後の対応を適切に行えるよう、保護者の協力を求めるとともに、保護者に対する継続的な助言を行う。
- ・ いじめた生徒が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、当該生徒の健全な人格の発達に配慮する。
- ・ いじめの状況に応じて、心理的な孤立感・疎外感を与えないよう一定の教育的配慮の下、「特別の指導計画による指導」のほか、「教育委員会との判断による出席停止」、「警察との連携による措置」も含め、毅然とした対応をする。

(4) いじめが起きた集団への働きかけ

- ・ 傍観者に対しては自分の問題として捉えさせ、観衆に対してはいじめに加担する行為であることを理解させる。
- ・ 学級全体で話し合うなどして、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようという態度を行き渡らせるようにする。
- ・ いじめの解決とは、謝罪のみで終わるものではなく、双方の当事者や周りの者全員を含む集団が、好ましい集団活動を取り戻すことをもって判断するようにする。
- ・ 全ての生徒が、集団の一員として、互いを尊重し、認め合う人間関係を構築できるような集団づくりを進めていく。

(5) ネット上のいじめへの対応

- ・ 名誉毀損やプライバシー侵害等、不適切な書き込み等については、教育委員会に一報するとともに、所轄警察署・関係機関に相談し、直ちに削除する措置をとる。
- ・ 生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。
- ・ 警察、法務局、関係業者等の専門家を講師とした講演会を実施したり、相談機関の窓口や、関係機関が実施する取組を周知したりする。
- ・ パスワード付きサイトやSNS、スマートフォンや携帯電話のメールやライン、ツイッターを利用したいじめなどについては、より大人の目に触れにくく、発見しにくいいため、学校における情報モラル教育の充実を図る。
- ・ 保護者に対しても、情報モラルに関する講演会等の実施や「情報モラル啓発資料」の活用を通して、現状について理解を求めるとともに、家庭における「スマートフォンや携帯電話の使用に関する約束事」を決めておいていただくよう、折に触れて依頼する。

7 なごや子ども応援委員会との協働

子ども応援委員会コーディネーターを中心として子ども応援委員会の職員との協働を図る。未然防止および早期発見の取組を進めるとともに、いじめ等対策委員会、生徒指導・学年等連絡会、職員会議において積極的に情報交換・意見交換を行い問題の解決に努める。必要に応じて関係機関や専門機関との連絡や調整を依頼する。

8 校内研修の実施

いじめ対策検討会議の資料や生徒指導提要进行など、いじめの防止等のための対策に関する校内研修を学期に1回は実施し、教職員の資質向上に必要な措置を計画的に進める。

9 学校評価の実施

学校は、より実効性の高い取組を実施するためにPDCAサイクルに基づき、策定した「学校いじめ防止基本方針」の見直しを必要に応じて行う。

いじめの防止等のための対策に関わる取組等について自己評価を行い、学校関係者評価と合わせて、その評価を公表する。

◆ いじめを発見、訴えを聞いた場合の対応の流れ ◆

直接目撃した

(暴力行為、からかい、暴言など)

その場で制止・指導

軽視・放置しない

通報・相談を受けた

(本人、他の生徒、保護者などから)

真摯に傾聴

軽視・後回ししない

即日に集約担当に報告

一両日中に「いじめ等対策委員会」を開催し、
関係事案を迅速・正確に報告

いじめの訴えがあったらいじめと認知し、対応する

関係生徒に関する情報収集 (当該学級、部活動の話など)

情報共有

対応策の検討・協議・決定

関係生徒等への事情聴取

(加害生徒が認めない場合、証拠収集 (現場目撃を含む) への協力依頼)

いじめの有無の確認

◆被害・加害生徒の保護者への連絡・家庭訪問 (担任・主幹教諭)

◆被害生徒の安全確保・心のケア (保健主事・養護教諭・SC 等)・SP の活用

◆加害生徒への指導・別室指導・心のケア等の措置

(学年主任・生徒指導主事・SC 等)

◆観衆・傍観者への指導 (学年主任・生徒指導主事等)

◆状況に応じた謝罪等の場の設定 (教頭)

◆客観的な事実 (聞き取りの内容等) を時系列で正確に記録

◆なごや子ども応援委員会と協働

継続指導・経過観察

再発防止・未然防止の取組

年間を見通したいじめ防止のための指導計画

月	諸会議等		未然防止の取組		早期発見の取組		校内研修
4	職員会議 ・指導方針 ・指導計画 いじめ等対策委員会①	↑ 事 案 発 生 ・ い じ め 等 対 策 委 員 会 の 随 時 開 催 ↓	互いに認め合う学級づくり 学校生活の決まり	↑ わ か る 授 業 ・ 全 員 が 参 加 活 躍 で き る 授 業 ↓	あったかハート配布 SNS 相談の体験活動	↑ 生 活 ノ ー ト の 活 用 ↓	研修① ・生徒理解
5	いじめ等対策委員会②		なごや I N G キャンペーンの年間を通じた取り組み プログラム実践① 1 年生全員面談		いじめアンケート① WEBQU①の実施 WEBQU①の結果分析・支援方法の検討 子ども応援委員会との情報の共有		
6	いじめ等対策委員会③		こころの元気チェック 心のパンフレットの授業 環境学習ウィークトライ&アクション		教育相談週間①		研修② ・WEBQUの結果の活用 ・自殺予防教育
7	いじめ問題行動等 防止対策推進会議 ・情報の共有 ・情報提供依頼 いじめ等対策委員会④		プログラム実践② 情報モラル教育		個人懇談会週間		研修③ ・情報教育について
8							
9	いじめ等対策委員会⑤		こころの元気チェック ストレスマネジメントの授業		いじめアンケート②		研修④ ・自殺予防教育
10	いじめ等対策委員会⑥		プログラム実践③		WEBQU②の実施 WEBQU②の結果分析・支援方法の検討 子ども応援委員会との情報の共有		研修⑤ ・WEBQUの効果的な結果の活用方法について
11	いじめ等対策委員会⑦		なごや ING キャンペーンの取組		教育相談週間②		
12	いじめ等対策委員会⑧		プログラム実践④ 人権週間における取組		個人懇談会週間②		研修⑥ ・人権教育 ・いじめ予防
1	いじめ等対策委員会⑨		心の元気チェック		いじめアンケート③		
2	いじめ等対策委員会⑩		こころの SOS の授業				
3	いじめ等対策委員会⑪		情報モラル教育		小中における情報交換		研修⑦ 情報の共有、引き継ぎ